二　都道府県調査法人

第七条第一項中「法人土地基本調査」を「法人土地・建物基本調査」に、「次に」を「国土交通省調査法人のうち資本金、出資金又は基金の額が一億円以上の会社にあっては次に掲げる事項を、当該会社以外の国土交通省調査法人及び都道府県調査法人にあっては第一号から第五号までに」に改め、同項第三号から第六号までを次のように改める。

三　所有する土地に関する事項

イ　宅地など（ハに規定する土地を除く。）に関する事項

(1) 所在地
(2) 所有形態
(3) 面積
(4) 取得時期
(5) 貸与の有無
(6) 利用現況
(7) 棚卸資産であるか否かの別
(8) 当該宅地などに係る信託受益権を保有しているか否かの別

ロ　農地・林地に関する事項

(1) 所在地
(2) 面積の合計
(3) 棚卸資産であるか否かの別

ハ　電気業における送配電施設用地、変電施設用地及び発電所用地、ガス業におけるガス供給施設用地、固定電気通信業及び移動電気通信業における通信施設用地、放送業における放送施設用地（送信所又は中継所の用に供される土地に限る。）並びに鉄道業における停車場用地、鉄軌道等用地及び鉄道林用地並びに道路用地（未供用のものを含む。）に関する事項

(1) 所在地
(2) 用途
(3) 件数
(4) 面積の合計

四　所有する建物の有無に関する事項

五　所有する建物に関する事項

イ　工場敷地以外の土地にある建物（一棟当たりの延べ床面積が二百平方メートル未満のものに限る。）に関する事項

(1) 棟数
(2) 延べ床面積の合計

ロ　工場敷地以外の土地にある建物（イに規定するものを除く。）に関する事項

(1) 所在地
(2) 敷地に関する権原
(3) 延べ床面積
(4) 構造
(5) 建築時期
(6) 利用現況
(7) 貸与を目的とする所有か否かの別
(8) 当該建物に係る信託受益権を保有しているか否かの別

ハ　工場敷地にある建物に関する事項

(1) 所在地
(2) 敷地に関する権原
(3) 延べ床面積
(4) 構造
(5) 建築時期
(6) 当該建物に係る信託受益権を保有しているか否かの別
(7) 価額

六　購入及び売却をした土地（合併による取得その他の事由により面積又は帳簿価額が増減した土地を含む。次号において同じ。）の有無に関する事項

第七条第一項に次の一号を加える。

七　購入及び売却をした土地に関する事項

イ　所在地
ロ　面積の合計
ハ　帳簿価額の合計
ニ　区画数
ホ　棚卸資産であるか否かの別

第七条第二項中「第六号」の下に「及び第七号」を加える。

第八条第一項及び第九条第一項中「法人土地基本調査」を「法人土地・建物基本調査」に改める。

別表04の項中「鉱業」の下に「、採石業、砂利採取業」を加え、同表08の項中「（衣類、その他繊維製品を除く。）」を削り、同表中09の項を削り、10の項を09の項とし、11の項から18の項までを一項ずつ繰り上げ、同表19の項中「一般」を「はん用・生産用・業務用」に改め、同項を同表中18の項とし、同表中20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、22の項を削り、23の項を21の項とし、24の項から29の項までを二項ずつ繰り上げ、同表30の項中「運輸業」の下に「、郵便業」を加え、同項を同表中28の項とし、同表中31の項を29の項とし、32の項から35の項までを二項ずつ繰り上げ、33の項の次に次の二項を加える。

34	物品賃貸業
35	学術研究、専門・技術サービス業

別表36の項から39の項までを次のように改める。

36	宿泊業
37	飲食サービス業
38	生活関連サービス業
39	娯楽業

別表中42の項から44の項までを削り、41の項を43の項とし、40の項の次に次の二項を加える。

41	医療業、保健衛生
42	社会保険・社会福祉・介護事業

別表中45の項を44の項とし、46の項から49の項までを一項ずつ繰り上げる。

別記様式を次のように改める。